

## 姫路市教育委員会会議録（令和7年11月）

- 日 時 令和7年11月13日（木）午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第35号 令和8年度歳入歳出予算要求について

議案第36号 姫路市青少年センター条例を廃止する条例の制定について

議案第37号 姫路市青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について

議案第38号 姫路市立図書館飾磨分館等に係る指定管理者の指定について

議案第39号 姫路市立図書館協議会委員の任命について

議案第40号 令和8年度以降の姫路市立城東幼稚園に係る対応について

日程第4 報告

- 1 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
- 2 姫路市立学校施設包括管理業務委託契約の締結について
- 3 林田中学校区及び神南中学校区における児童生徒数の減少に対する取組方策について
- 4 令和6年度姫路市の市立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について
- 5 姫路市青少年センター使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則について
- 6 姫路市子ども読書活動推進計画（第5次）（案）に関する市民意見提出手続の実施について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

- 出席者（委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員  
(事務局) 平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、  
宮崎教育企画室参事、角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、  
城谷城内図書館長、藤岡総務課長、加野学校施設課長、  
谷本教育企画室主幹、柳田教職員課長、中尾学校指導課長、  
田渕健康教育課長、牛尾健康教育課主幹、中安人権教育課長、  
古林教育研修課長、南原育成支援課長、儀武生涯学習課長、  
大西文化財課長、中川姫路科学館長、幸田城郭研究室長、  
坂田埋蔵文化財センター館長

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
  
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。
  
- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、議案第40号 令和8年度以降の姫路市立城東幼稚園に係る対応についてが追加になっております。
  
- 議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
  
- まず、一括審議についてですが、議案第36号、議案第37号及び報告事項の5は関連がありますので、一括審議としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

(委 員)

〔異議なしの声あり〕

教育長

- 異議なしと認め、議案第36号、議案第37号及び報告事項の5は一括審議とします。
  
- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第35号から第38号までは会議規則第15条第3号に規定する「教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に該当し、議案第39号は会議規則第15条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、議案第40号並びに報告事項の1、3、5及び6は、会議規則第15条第

6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えます。

- また、議案第36号から第38号まで、議案第40号並びに報告事項の1、3、5及び6の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会での審議及び報告が終了した後に公開したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第35号から第40号まで並びに報告事項の1、3、5及び6は非公開と決定します。
- また、議案第36号から第38号まで、議案第40号並びに報告事項の1、3、5及び6の会議録につきましては、市議会での審議及び報告が終了した後に公開することと決定します。
- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
報告事項の2 姫路市立学校施設包括管理業務委託契約の締結について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校施設課長 報告事項の2について説明)  
本件は、令和7年7月7日付で公募型プロポーザルの公告を行った「姫路市立学校施設包括管理業務委託」について、姫路市立学校施設包括管理業務委託プロポーザル審査委員会の審査の結果、受託者を特定し、契約を締結しましたので、ご報告するものでございます。

「1 参加者」でございますが、株式会社ザイマックス関西、大成有楽・KANSOテクノス共同企業体、日本管財株式会社の3者でございます。

「2 契約相手方」は、日本管財株式会社でございます。

「3 契約金額」は、35億5,247万2千円で、これは令和7年度の準備期間及び令和8年度から令和12年度までの包括管理業務委託期間5年間の総額でございます。

「4 契約締結日」は、令和7年10月24日でございます。

「5 審査結果」及び「6 審査の講評」についてでございますが、プロポーザル審査委員会の審査の結果、業務実績等、業務履行、提案金額に関する評価の合計点200点満点のうち、日本管財株式会社が114.574点の評価を得ました。日本管財株式会社は、業務実績等に関して十分な実績を示し、業務履行においても、多くの項目で優れた評価を得た結果、最も高い総合評価となり、契約候補者とし

て特定したものでございます。なお、株式会社ザイマックス関西は途中で辞退しましたので、審査は日本管財株式会社と大成有楽・KANSOテクノス共同企業体の2者について実施いたしました。今後、受託者と、本市の学校園の状況等を踏まえ、契約内容の詳細を協議するとともに、学校や事業者等への説明会を実施するなど、令和8年度からスムーズに本業務委託を開始できるよう取り組んでまいります。なお、この審査結果につきましては、市のホームページでも公表しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

提案者が2者だけの場合に、選定されなかつた事業者の点数を公開しないことになつてゐるのはなぜですか。

(答)

姫路市が定めている公募型プロポーザル適正実施に向けたガイドラインの中で、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号に基づき、契約候補者とならなかつた者の得点は非公表とするという定めがあります。これは、選定されなかつた事業者の評価を公表することで、競争上の地位を害する恐れが発生することを避けるためです。点数が僅差であれば影響がないと思いますが、あまりにも点数の差があつた場合に、点数がつかなかつた業者の評価が低いということを公表してしまう恐れがあるからです。

(問)

それは3者以上の場合でも同じですか。

(答)

3者以上の場合は会社名を匿名にして点数を出すという形にしています。

(問)

ジャンルごとに点数がついていますが、選定されなかつた業者が日本管財よりも点数の高かつた項目があるとしたら、日本管財にその内容を伝え、改善して管理してもらうようお願いするべきだと思います。他社の良い部分を汲み取って、考慮してもらうように依頼をすることによって、結果として良い管理をしてもらえると思います。

(答)

提案の内容を他社にお示しすることはできませんが、来年の4月に向けて日本管財と協議を進めていく中で、よりよい管理になるよう努めてまいります。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれで了承したいと思います。

教育長

○ 次に、

報告事項の4 令和6年度姫路市の市立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の4について説明)

本資料は、10月29日に公表された、文部科学省の「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果をもとに、小、中、高等学校の暴力行為件数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数及びいじめ解消状況の集計をまとめたものでございます。

まず、1つ目の暴力行為の発生件数につきましては、小学校で329件、中学校で230件、高等学校で0件となっております。従前は他市町と同様に病院の診断書や警察への相談があった行為を計上してきましたが、令和6年10月に兵庫県教育委員会の説明を受け、けがや診断書、警察への相談の有無にかかわらず、自校の児童生徒が故意に有形力（目に見える物理的な力）を加えた行為すべてを計上するよう見直しを図ったことにより増加しております。

次に不登校児童生徒数についてでございますが、まず不登校とは「病気」「経済的理由」を除いて年間30日以上登校していない状況にある者をいいます。不登校児童生徒数は、本市においては、小学校では令和5年度739人から令和6年度753人と14人増加しております。また、中学校では令和5年度1,171人から令和6年度1,115人と56人減少しております。高等学校では、令和5年度の14人から令和6年度は13人と1人の減少となっております。小学校においては、過去最多となっておりますが、令和5年度までは100人規模で増加していたところ、令和5年度と令和6年度の比較では14人の増加にとどまっております。また、中学校においては不登校生徒数が減少しております。このような結果となった背景としては、不登校児童生徒支援員（ハートフルソポーター）を配置したこと、校内サポートルームにおける学習支援や生活支援など、個別支援の充実を図ったことが考えられます。なお、出席した日数が0日の児童生徒数は、小学校で19人（不登校児童数のうちの2.5%）、中学校で52人（不登校生徒数のうちの4.7%）、高等学校では0人となっております。小・中ともに、学級担任や学年主任等、児童生徒と一定の関わりを持つ教職員が、週に1回程度以上、家庭訪問や電話連絡をすることなどにより、繋がりを絶やさぬよう努めております。また、小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒は56.2%となっております。不登校について把握した事実として、小学校、中学校ともに、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、次いで「不安・抑うつの相談があった」が多くなっております。高等学校においても、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、次いで「生活リズムの不調に関する相談があった」が多くなっております。

本市におきましては、引き続き子どもたちに寄り添いながら、児童生徒が不登校にならない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、ICT等を効果的に活用して、不登校児童生徒への個別支援をさらに充実させていく必要があると考えております。各学校においては、不登校対策支援プランを作成し、平素より組

織全体で不登校対策に取り組んでおり、不登校の兆候が見えた児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、適切なアセスメントに基づき、早期対応に努めています。また、市教委におきましては、昨年度より不登校児童生徒支援員を配置し、校内サポートルームにおける学習支援や生活支援など、個別支援の充実を図っており、令和7年度については全ての中学校及び小学校35校に拡充しております。また、専門的な相談に繋がっていない児童生徒の割合をできるだけ小さくすることが必要であると考え、今年度も保護者連絡アプリを活用し、「姫路市不登校相談リーフレット」を全保護者に向けて周知するとともに、姫路市ホームページにも掲載する予定です。

次に、小・中学校のいじめの認知件数につきましては、国及び県と同様に増加の傾向を示しております。これは、小・中学校ともに、法律の定義に即したいじめの積極的認知が進んだこと、また、中学校においては、アンケートや教育相談の充実など、生徒に対する見取りの精緻化やSNS等のネット上のいじめの積極的な認知などが影響したと考えられます。いじめの態様としましては、小学校、中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっており、次いで「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」となっております。また、高等学校では、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」となっております。

教職員がいじめなどの兆候を適切に把握し、迅速に対応していくため、今後もいじめの定義についての周知を図り、更なる積極的認知を呼びかけていくとともに、いじめの重大化・深刻化を防ぐため、早期の段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した相談体制の充実やチーム学校による組織的対応を図っていくよう、引き続き各学校に指導を徹底してまいります。

いじめの解消状況につきましては、本市は、国、県と比較して低い値になっておりますが、決して解消していない状態で放置しているわけではありません。単に謝罪をもって解消とせず、いじめの加害行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続しており、かつ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談等により確認されている等の要件を満たしていることが必要とされております。本市においても安易に解消とせず、継続的に丁寧な見守りを重視するよう、学校に徹底しております。今後も引き続き、いじめの状況や関係児童生徒の様子を注視し、解消要件に該当する事案がないか確認するよう周知してまいります。

最後に、市立高校の中退者は8人で、令和5年度より10人減少しております。中途退学の理由としましては、「学校生活や学業への不適応」や、別の高校への入学を希望する「進路変更」となっております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)	暴力行為件数や不登校児童生徒数において、高等学校の件数が減っているのは、進学せずに就職したり専門学校に進学するなどにより、結果として高等学校としての数値が下がっているということですか。
(答)	小学校、中学校については、市立の全小中学校の統計ですが、高等学校は市立3校だけの統計ですので、私立高等学校や県立高等学校は統計に入っておらず、高校生全体を表しているとはいえないません。
(問)	暴力行為について、学校によって件数の偏りはありますか。
(答)	警察に相談するような刑法犯のケースは少なく、子供同士のけんかで手が出てしまったとか、ランドセルを引っ張ったケースでも1件と数えるようになりましたので、どの学校も結構な件数が上がっています。
(問)	暴力行為をよく起こす子供がいる学校には、教員の数を手厚くするなどの対策をしていますか。
(答)	支援が必要な学校に支援員を配置するなどの対策をしています。
教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の4についてはこれで了承したいと思います。</li> </ul> <p>・・・[非公開案件の審議]・・・</p>
教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次に、            議案第36号 姫路市青少年センター条例を廃止する条例の制定について            議案第37号 姫路市青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について            及び            報告事項の5 姫路市青少年センター使用料の減免及び還付に関する規則を廃止する規則について            を一括審議します。            事務局からこの件について説明してください。</li> </ul>
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (生涯学習課長 議案第36号、第37号及び報告事項の5について説明)            8月の定例教育委員会において青少年センターの今後の方針についてご説明させていただきましたとおり、有料施設の利用率低下や無料施設の利用目的の変化等により、市民会館の廃止時期にあわせて青少年センターを廃止することとなつたため、関連する条例及び規則について廃止するものでございます。            議案第36号、議案第37号、報告事項の5につきましては、いずれも上記の理</li> </ul>

由により廃止するものであるため、まとめてご説明させていただきます。

「1 廃止の理由」及び「2 廃止の概要」は、令和8年度末をもって姫路市青少年センターを廃止することに伴い、姫路市青少年センター条例、姫路市青少年センター条例施行規則、姫路市青少年センター使用料の減免及び還付に関する規則を廃止するものでございます。

「3 施行期日」は、令和9年4月1日でございます。

教育長

- この件について各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第36号 姫路市青少年センター条例を廃止する条例の制定について  
議案第37号 姫路市青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第36号及び議案第37号は、原案のとおり可決しました。
- 報告事項の5についてもこれで了承したいと思います。

教育長

- 次に、  
議案第38号 姫路市立図書館飾磨分館等に係る指定管理者の指定について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (城内図書館長 議案第38号について説明)  
姫路市立図書館飾磨分館等に係る指定管理者の指定に関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見の申出をしようとするものでございます。

「1 指定管理者に管理を行わせる施設」は、姫路市立図書館飾磨分館及び飾磨分館ホール並びに姫路市立図書館網干分館及び網干分館ホール並びに姫路市立図書館広畠分館、広畠分館ホール及び広畠トレーニングルーム並びに姫路市立図書館安富分館及びネスパル安富ホールで、「2 指定管理者の候補者」は、光栄産業株式会社、「3 指定期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの3年間でございます。

指定管理者の候補者の選定につきましては、外部委員3人と市職員2人からなる社会施設等指定管理者選定委員会により、現地視察及び2回の会議を開催いたしました。

選定の経緯としましては、第1回の会議で、仕様書・審査基準等を決定し、令和7年8月1日から9月17日まで公募を行い、1者から申請がありました。その後、第2回の会議では、申請書類の審査及び申請者によるプレゼンテーション

及び質疑を実施し、指定管理者としての要件を満たしていると承認されましたので、先にお示しいたしました候補者を選定いたしました。また、令和7年10月6日の指定管理者制度運用委員会においても審議が行われ、原案のとおり承認されました。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

教育委員会所管施設の指定管理者は、光栄産業以外に何者ありますか。

(答)

教育委員会関係で指定管理者制度を導入しているのは、このたびお諮りしている図書館分館と併設ホールだけです。

(意見)

指定管理者に何かあったときのリスク管理として、緊急時等の対応策を副次的に考えておくことが必要だと思います。

(問)

対応策を考えることはできるのですか。

(答)

指定管理者選定委員会委員には公認会計士も入っており、財務状況的に問題がないのかの観点で見ていただいています。指定期間の5年間は問題ないという前提で選定していますので、経済状況の急変によって厳しいケースもあるかもしれません、そこまでのリスクを負えていないのが現状です。

(意見)

足元の5年、10年は姫路市の財務状況や姫路の経済圏が急激に悪くなることはないと思いますが、不測の事態が起きてから対応を考えるのでは遅いと思います。人口減少や自動車産業の変革など未来に悲観的な予測が現実にある中で、市の財政も経済状況も悪くない今こそどうしていくべきかを考えることは、全体のベースにあるテーマの一つであると思っています。

(答)

施設の在り方そのもののことをおっしゃっていると思いますが、図書館も分館を含めて15館ある状況で、どこまでどういう形で維持していくのかについて十分に検討していきたいと思います。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第38号 姫路市立図書館飾磨分館等に係る指定管理者の指定について  
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第38号は、原案のとおり可決しました。

・・・[非公開案件の審議]・・・

- 教育長 ○ 次に、  
議案第 40 号 令和 8 年度以降の姫路市立城東幼稚園に係る対応について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教育企画室参事 議案第 40 号について説明)  
「1 令和 8 年度以降の姫路市立城東幼稚園について」でございますが、城東  
幼稚園については、姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画（第 2 期）  
に基づき、令和 8 年度末で廃止することが決定しているところでございます。  
現在の城東幼稚園の状況でございますが、来年度 5 歳児となる園児は 1 名在籍  
しておりますが、令和 8 年度は他の就学前教育施設に転園することとなつたため、令  
和 8 年度の入園児童がいなくなることから、今後は園児を募集せず、廃止の日ま  
で休園とするものでございます。  
「2 休園の時期」は、令和 8 年 4 月 1 日でございます。  
「3 今後の対応について」でございますが、姫路市就学前教育・保育施設の  
在り方方針実施計画に基づき、令和 8 年度末に城東幼稚園と城東保育所を閉園  
し、令和 9 年度からは新たに開設する私立認定こども園を利用できるよう、こど  
も未来局において準備を進めているところでございます。問い合わせ等がある場  
合には、この認定子ども園を含め周辺の就学前教育施設を案内してまいります。
- 教育長 ○ この件について各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第 40 号 令和 8 年度以降の姫路市立城東幼稚園に係る対応について  
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。
- (委 員) [ 挙 手 ]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 40 号は、原案のとおり可決しました。
- 教育長 ○ 次に、  
報告事項の 1 自動車損傷事故に係る示談解決方針の決定及び損害賠償額の  
決定に係る専決処分について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (総務課長 報告事項の 1 について説明)  
本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により「法律上その義務に属  
する損害賠償の額を定めること」については議会の議決事項でありますが、市長

の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、市長がこれを専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

本件事故は、令和7年8月28日午前11時頃、姫路市豊富町御蔭925番地の姫路市立豊富小中学校において、除草作業をしていた本市職員の操作する刈払機によって飛散した小石が、相手方普通乗用自動車に当たり、当該車両に損害を与えたものでございます。

本件事故については、相手方に過失はなく、市として通常有すべき安全配慮義務を欠いた状態であった事から、本市が全額の賠償責任を負うこととし、同年10月8日に示談が成立しました。

損害賠償額につきましては、破損した自動車の窓ガラスの交換費用等で、総額325,094円となっております。

なお、この市長の専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年第4回姫路市議会定例会へ報告する予定でございます。

これまで、刈払機の使用にあたっては、事前に障害物を確認し、作業時には防護壁を設けたり、立入禁止措置を講じるなどにより、安全に十分配慮した上で業務を遂行することとしておりましたが、今後はさらに、刈払機の安全な使用方法について、通知や用務員研修等の場を通じて、繰り返し注意喚起を行い、再発防止の徹底に努めてまいります。

- 教育長 ○ この件について各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 次に、  
報告事項の3 林田中学校区及び神南中学校区における児童生徒数の減少に対する取組方策について  
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (教育企画室主幹 報告事項の3について説明)  
まず、「1 児童生徒数の推移」でございますが、林田中学校の生徒数は昭和61年度の377人が最も多く、令和7年度は約4分の1の96人、林田小学校の児童数は昭和56年度の580人が最も多く、令和7年度は5分の1の116人、伊勢小学校の児童数は昭和57年度の164人が最も多く、令和7年度は約3分の1の56人となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。学級数については、林田中学校及び林田小学校は全学年1学級で、伊勢小学校においては、平成28年度から平成30年度まで一部の学年で複式学級を編制しており、令和元年度以降は教職員配置の工夫により複式学級を回避しておりますが、今後も学級編制基準上複式学級を有することとなる児童数の状況は続くものと見込まれます。  
また、神南中学校区の児童生徒数については、昭和33年の姫路市と神南町の

合併以後、中学校の生徒数が昭和 37 年度に 580 人と最も多く、船津小学校の児童数は昭和 34 年度に 696 人、山田小学校の児童数は昭和 33 年度に 406 人と最多となっておりました。その後、3 校とも昭和 40 年代半ばにかけて減少し、昭和 50 年代後半から 60 年代初めに再びピークを迎えるものの、その後は減少傾向にあり、令和 7 年度は、神南中学校の生徒数が 179 人、船津小学校が 168 人、山田小学校が 86 人となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。学級数については、神南中学校は現在 6 学級で、暫くクラス替えができる状況が続きますが、船津小学校は令和 5 年度から全学年 1 学級となっております。山田小学校は現在全学年 1 学級ですが、令和 14 年度以降に学級編制基準上複式学級となる見込みでございます。

このような状況から、「2 学校地域協議会」でございますが、令和 2 年 2 月に策定した姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、子どもたちのより良い教育環境について協議をするため、林田中学校区では令和 4 年 6 月に、神南中学校区では令和 5 年 6 月に、保護者や地域住民、学校等の代表者で組織する学校地域協議会を設置いたしました。林田中学校区では、全 12 回の協議会のほか、保護者のみの委員による分科会を全 6 回開催し、保護者説明会や保護者アンケート調査を実施しながら協議を進めてまいりましたが、協議会としての結論が出ず、取組方策の決定については教育委員会に委ねることとする協議結果報告書が、令和 6 年 11 月に提出されました。神南中学校区では、全 15 回の協議会のほか、地域住民への説明会や全世帯を対象としたアンケート調査及び保護者を対象としたアンケート調査を実施しながら協議を進めてまいりました。これらの結果を踏まえ、協議会からは、取組方策として、船津小学校、山田小学校及び神南中学校を統合して義務教育学校を設置することを希望する協議結果報告書が、令和 7 年 5 月に提出されました。

これらを踏まえ、「3 取組方策」でございますが、林田中学校区につきましては、保護者アンケートの結果、隣接中学校との統合は通学距離が遠距離となるなど、校区が広がることで生徒や保護者にとって負担が大きくなることを懸念する意見もあり、回答の割合では義務教育学校を望むものが最も多く、協議会や分科会においても義務教育学校を設置することへの賛意が多かったところでございます。このアンケート結果や協議会での意見を踏まえ、林田小学校、伊勢小学校及び林田中学校を統合し、義務教育学校を設置いたします。神南中学校につきましても、アンケート結果や協議会での協議において、隣接中学校との統合による通学に関する生徒や保護者の負担を懸念する意見の一方で、9 年間の学校生活による縦のつながりや活気を重視する意見、地域の特性を活かした神南ならではの教育の構築を期待する意見などがあり、協議会として、義務教育学校を設置することを希望する協議結果報告書が提出されました。この協議結果報告書を尊重し、船津小学校、山田小学校及び神南中学校の統合により、義務教育学校を設置いたします。

義務教育学校を設置する校地につきましては、面積、立地、特別教室の配置等を考慮し、林田中学校区においては林田中学校、神南中学校区においては神南中

学校といたします。なお、令和7年2月に、教育委員の皆様にご審議のうえ、ご承認いただきましたとおり、「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を改めて整理し、行政が主体的に責任を持って取組方策を提示していくことといたしましたが、この林田中学校区及び神南中学校区においては、従前の学校地域協議会の運営方法により、協議会で取組方策を検討することから協議を進めてまいりました。この経緯を鑑みまして、協議会からの協議結果報告書の内容を踏まえて、取組方策を決定するものでございます。

「4 義務教育学校の開校時期」といたしましては、林田中学校区及び神南中学校区とも、令和12年4月の開校を予定しております。

「5 今後の予定」といたしまして、林田中学校、神南中学校とも同様のスケジュールとなります。令和8年度から9年度にかけて、校舎増築及び改修の実施設計を行い、令和9年度から11年度にかけて工事を行う予定でございます。また、並行して、令和10年度から11年度にかけて協議会を開催し、学校運営、開校準備にかかる協議をしながら、どのような学校にしていくのかについて具体的に検討をしていきたいと考えております。

なお、「6 参考資料」でございますが、別冊として、林田中学校区及び神南中学校区の協議会から提出された報告書を添付しております。

教育長

○ この件について各委員は質疑を願います。

(問)

令和12年度の開校に向けて、調整や準備があるのは分かりますが、今在籍している生徒はほぼ卒業しますので、現在の生徒のことも考えて、もう1年か2年早く開校できないのですか。

(答)

校舎改修のため、まず実施設計を行う必要があり、その後工事に移りますが、増築がありますので營繕部局と協議を重ねています。義務教育学校を開校するうえで最低限必要な施設整備を行いますが、タイトなスケジュールになっていきます。

(問)

文部科学省が出している公立小中学校の適正規模・適正配置等の手引きを前提に、全体の方針を決めてからマスタープランを策定するという動きだと思いますが、学年規模や教育機会、通学等の事項を客観的に評価するようなトリガー規定はできていますか。できているのであれば、それをしっかりと地域に説得していくことが必要になってきますし、中長期的な視野に立って進めていかないといけないと思います。

(答)

令和2年2月に適正規模・適正配置の基本方針を定め、取組を急ぐところから学校地域協議会を設置して取り組んできました。それを踏まえ、本年2月の定例教育委員会で、マスタープランに相当するものとして「姫路市における今後の小中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」を定めました。

現に複式学級を学級編制基準上有していたり、今後10年程度の推計で複式学級を

有する規模がおおむね5年以上続くと見込まれる小学校については、早急に近隣校への統合を進めるというのがトリガー規定に相当するものです。「基本的な考え方」は本年3月に公表し、現在他の地区でも協議を進めているところです。

「基本的な考え方」の中に、すでに学校地域協議会を設置して協議済みまたは協議中の学校については、これまでの従前の運営方法によって進めてきた経緯を鑑みて、市として決定するということを記載しています。協議に2年以上かかったり、結論が一つにならなかつたことも生じており、その間に年々子供の数が減っていくという状況がありましたので、今後は行政が主体的に責任をもって最も望ましいと考える取組方策を提示して進めていくというやり方に変更しています。

林田中学校と神南中学校は、従来の運営方法で進めていた地区であり、協議会での検討の経緯を踏まえ、統合によって大きな規模にはなりませんが、それでも3施設が1施設に集約され、義務教育学校ということで縦のつながりを重視しながらやっていきたいと思います。

(意見)

過去の経緯を評価して認めるというやり方は、適切な予算の使い方なのか疑問に思います。3校を1校に統合することでコストもかかりますし、その1校についても人口減少のスピードを考えると継続できるか分かりませんので、なくなることになればまたコストがかかると思います。

(問)

いくらかの改修は必要だとは思いますが、なぜ改めて実施設計をして、大きな増改築が必要なのでしょうか。もっと簡便な形で使えるようにして、コストも抑えて、より効率的に早く集約した方がよいと思います。統合することの是非よりも、統合したときの受け皿づくりの仕方と運営の仕方を考えていく必要があると思います。

(答)

なるべく早く開校したいという思いはありますが、営繕部局と協議する中ではタイトなスケジュールとなります。空き教室も使っていきますが、増築はどうしても必要になってきます。生徒の安全を確保したうえで、無駄を省くことに留意して進めていきたいと思います。

(問)

面積は小学校に比べて中学校の方が広いのでしょうか。教室数についてはいかがですか。

(答)

校地面積については、中学校の方が広くなっています。林田小学校と林田中学校の校舎面積に大きな差はないのですが、どちらを使うとどれくらいの工事費がかかるのかを計算しています。林田小学校については、これまで地震補強と外壁改修以外の大規模改修を行っていないので、そのまま義務教育学校として使うとなると、大規模な改修工事も必要になってくることから、建設コストの面においても、林田中学校を利用する方が得策ですので、校地を林田中学校としたものです。

(問)

今後児童が増えることはないと思いますので、統合後何年継続すると想定して運

営していくのですか。統合後にさらに別のところと統合しないといけないようなことが起きるかもしれません。

(答) 今後の児童数の推移を注視していかなければならず、現時点で明確なお答えはできませんが、校舎整備においてはこれまでの学校の常識であった鉄筋コンクリートの校舎を前提としない、可変性があり融通がきく構造種別を検討するなどして、なるべくコストを抑えつつ再利用もできるような手法を選択していきたいと考えています。

さらなる統合については、児童の通学について、文部科学省の定める概ね1時間以内という目安があるので、適正規模のみならず、適正配置も考えながら検討していかなければいけないと考えています。

(問) 前提として、学校地域協議会での決定を追認するといういきさつですか、あくまでも住民の意見を聞くというだけですか。学校地域協議会の権限について教えてください。合意のとれていないところに対して、基本的な考え方に基づいて説得してやっていくこともできたのに、義務教育学校をつくるという方向の話になっているのはどういういきさつですか。

(答) 令和2年2月に策定した基本方針には、学校地域協議会の権限については明確に書かれておらず、地域住民や保護者の代表に入っていただく協議会で協議していくということしか示されていません。

林田、神南それぞれの協議会の進め方としては、中学校は生徒数が少なくなっているので、近隣の中学校との統合について検討することから始めましたが、その中でも「統合しない」という選択肢まで含めて検討していました。検討を進める中で、近隣中学校との統合は、通学への負担、不安の声もあり、義務教育学校が浮上し検討していくことになりました。

学校地域協議会のメンバーには、自治会の代表やPTAの代表の方が入っておられ、アンケートなどを通して色々な意見を吸い上げたうえで行政に意見を言われますので、行政と地域との信頼関係という面でも、基本的な考え方を公表した以前の協議会における運営を鑑みるとご意見は尊重したいと思っています。地域として一定の結論を出された経緯を踏まえて検討を進めた結果、義務教育学校を開校して、地域の学びを充実させたいということに至ったものでございます。

(問) 基本的な考え方で原則ではないにもかかわらず、学校地域協議会の意見を尊重していく理屈はどこにあるのですか。

(答) 基本方針に照らすと、小学校の学級編制基準上複式学級を有している規模の学校の解消が非常に急ぐ必要があると考えており、神南中学校区の山田小学校における将来の複式学級の発生や林田中学校区の伊勢小学校における複式学級については課題がありますので、この取組によってそれが解消できるということも踏まえたも

のです。

(問) 暫定的に義務教育学校にするのはありだと思いますが、子供が増えるとは思えない地域で、新しく開校する予定の義務教育学校が存続すると責任をもって言えますか。子供が減っていったときの対処方法や建築コストをかけずに統合するやり方など、別の方を考える方がよいのではないかと思います。

(答) 確かに非常に厳しい児童数の予測が出ていますが、規模だけではなく、配置も含めて考えいかなければならぬと思っています。どの段階で統合するかについては、基本方針に基づいて進めている他の校区においても、様々なご意見を協議会でいただいていますが、今の状況をそのままにはできませんので、まずは統合することで協議を進めています。

全市的に子供の数が減っていく中で、将来的には次のステップが必要になってくると思いますが、今は今で動く必要がありますので、報告させていただいています。

(問) このスピードで児童数が減っていくと、新しい学校が開校されてから、またすぐに次のステップを考え、検討会議をして住民に話をしないといけないことが起こるのではないかと危惧されます。通学の問題を解決しないと、この問題の解決方法はないと思います。

(問) 基本的な考え方は、教育委員会だけで作ったのですか。

(答) 基本的な考え方は、教育委員会に諮って策定しています。

(意見) マスタープランを地域まで落とし込み、すでに危機が起こっているという意識をもって、マスタープランやトリガー規定を明確に示し、実行力のあるような形で着手していってほしいと思います。

(答) 令和2年2月に策定した基本方針は、審議会の中で時間も回数もかけて定まったものですが、それを踏まえて協議を進めてきた結果、協議が長引いたり、結論が一つにならないといった課題を経験し、市長も同じような思いを感じているので、市長部局とも協議を進めながら基本的な考え方を策定しました。

今後統合を進めていかなければならぬ学校についても、令和8年度以降に具体的なところをお示ししていくことになっていますので、いただいたご意見を踏まえながらしっかり進めていきたいと思います。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の3についてはこれで了承したいと思います。

教育長 ○ 次に、

報告事項の6 姫路市子ども読書活動推進計画（第5次）（案）に関する市民意見提出手続の実施について  
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

○ （城内図書館長 報告事項の6について説明）

「1 趣旨」でございますが、7月の定例教育委員会において策定についてご報告いたしました「姫路市子ども読書活動推進計画（第5次）」につきまして、その後2回の策定懇話会を開催し、素案がまとまりましたので、市民意見提出手続により、意見を募集するものでございます。

「2 公表案等」でございますが、姫路市子ども読書活動推進計画（第5次）（案）につきまして、図書館各館、市政情報センター、各支所・地域事務所・出張所・サービスセンター等で公表いたします。

計画案の内容につきまして、概要をご説明いたします。

計画案「第1章 第5次計画の策定にあたって」でございますが、本章では、計画策定の趣旨、背景、対象、期間、位置付けについて言及しております。計画策定の趣旨といたしましては、すべての子供が読書を楽しみ、社会の様々な変化の中でも生きる力を身に付け、人生をより豊かなものにできるよう、子どもの読書活動の支援と環境の充実を目指して策定するものとしております。策定の背景には、読書バリアフリー法の公布、デジタル化の進展、こども基本法の施行、不読率の増加などが挙げられます。

「第2章 第4次計画における取組状況」につきましては、主な成果として、関連施設において啓発行事や子供向け行事が多数開催されたことや、各施設において、図書コーナーを充実させ、身近に本のある環境の整備が進んだことなどを挙げております。また、市内の小学4年生から6年生までと中学1・2年生を対象に実施した「子どもの読書活動に関するアンケート調査」により、小中学生とも本を読まない主な要因として、読書習慣がないこと、興味を引く本がないこと、情報不足であることがわかり、課題として、保護者への啓発、家族で参加できるイベントの実施、SNS等を活用した情報発信などを挙げております。

「第3章 第5次計画の基本的な考え方」につきましては、基本目標を「すべての子どもが本に親しみ、心豊かに成長できるまち一姫路」とし、基本方針は「だれもが楽しめる読書」「つながり育む読書」「子ども自身が深める読書」といたしました。

「施策の体系」でございますが、右端の黒い星印のついた事業が重点事業でございます。5次計画における重点事業といたしましては、事業番号23の「多文化コーナーの設置」、事業番号30「子ども選書会議の開催」、事業番号35「乳幼児期から就学後までの継続した読書活動の推進」となっております。

「第4章 第5次計画推進のための施策」では、施策の体系の1番から53番までの各課・各施設の事業について具体的に記載しています。

「3 市民意見提出（パブリック・コメント）手続実施の概要」でございますが、募集期間は、令和7年12月17日（水）から令和8年1月16日（金）まで

とし、意見の提出方法及び意見を提出できる者につきましては、記載のとおりでございます。提出された意見は、内容ごとに整理・分類した上で、後日これに対する考え方とともに公表いたします。

「4の（2）今後の予定」としまして、来年2月に、パブリックコメントの結果を受け、策定懇話会を開催し、3月に計画策定したいと考えております。

教育長

- この件について各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の6についてはこれで了承したいと思います

教育長

- 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。  
事務局より説明してください。

(事務局)

- 次回の定例教育委員会を、12月18日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。

教育長

- 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、12月18日木曜日の午後2時に開催することに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、12月18日木曜日の午後2時に開催することといたします。

教育長

- 以上で、本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

- 散会（午後4時35分）